

常陸大宮市医師居住環境整備補助事業のお知らせ

常陸大宮市では、市内の公的医療機関に常勤医師として勤務する方に対し、市内に住宅を取得する費用の一部を助成します。

1. 対象者

平成29年4月1日以降、新たに市内の公的医療機関に常勤医師として勤務している方又はこれから勤務する方で、3年以上勤務する意思を有する方

2. 対象住宅

市内に自ら居住するために新たに建築・購入・改修する住宅

3. 補助金額

住宅取得費用の2分の1(最大500万円)

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166



あなたも里親になりませんか

茨城県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子供に温かな家庭的雰囲気の中で生活できるように里親制度を積極的に推進しています。

里親に興味がある方のご連絡ください。

詳しい情報につきましては、茨城県青少年家庭課のホームページでご確認ください。

茨城県青少年家庭課 ホームページ↓

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/kodomo/>

問 茨城県中央児童相談所 ☎029-221-4150(里親担当)

伐採及び伐採後の造林等の届出制度

市内の森林を伐採する時は、事前に市に「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出が必要です。(森林法第10条の8)

森林法で、地域森林計画対象民有林(5条森林)において、伐採及び伐採後の造林が適正に行なわれるように、樹木の伐採前に「伐採及び伐採後の造林届出書」を市に提出しなければなりません。また、伐採後の造林が完了した時は、事後に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出しなければならないことになっています。

伐採及び伐採後の造林届出書・伐採及び伐採後の造林に係る森林の報告書の提出を怠ったり、届出書を提出していても、届出内容と異なる行為を行なった場合には森林法により罰せられることがあります。1haを超える森林の開発を行なう場合は、別に県知事の許可を受けなければなりません。また、保安林に指定されている森林を伐採する場合にも県知事の許可が必要です。

○届出が必要な方 森林所有者や立木を買い受けた方

○届出の期間 「伐採及び伐採後の造林届出書」：伐採を始める90日から30日前まで

「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」：造林を完了した日から30日以内

○提出先 常陸大宮市産業観光部農林振興課

問 本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線208

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、6月下旬から10月まで農地パトロール(利用状況調査)を行い、①地域の農地利用状況の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見に取り組みます。

農地パトロールの際には、農地利用最適化推進委員、農業委員及び事務局職員が調査に伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 本庁 農業委員会事務局農地農政G ☎55-8081

都市計画区域内の土地の有償譲渡について

大宮地域の一部に指定されている都市計画区域の中で、一定規模以上の土地を有償譲渡しようとする場合、公有地拡大の計画的な推進を図るため、その土地の所有者は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、都市計画課都市計画グループにご相談ください。

問 本庁 都市計画課都市計画G ☎52-1111 内線253